

いざという時に備えて、守口市防災ハザードマップを確認しましょう
守口市市民×NHK 水害から命を守る

問 危機管理室 TEL 06-6992-1497



日ごろから防災や減災について考え、備えてもらうことを目的に、千年に一度の規模で淀川が氾濫した場合の浸水想定を3D-CGで表現したポスターとチラシをNHKと協同で制作しました。河川氾濫のおそれがある場合、市は避難情報を発令し、市民の皆さんを守るために全力を尽くしますが、自分の命、大切な人の命を守るために日ごろから一人ひとりが防災ハザードマップを確認し、水害に備えてもらうことが大切です。ポスターなどは市内の小中学校やコミュニティセンターなどに配置していますので、ぜひご覧ください。

無料貸し出し 自動体外式除細動器(AED)

問 危機管理室 TEL 06-6992-1497

市では、市民の参加が見込まれる市内行事や、市内在住または在勤する人が属する団体が主催する行事などの開催時に、自動体外式除細動器(AED)を無料で貸し出しています。行事などで心停止者の迅速な救命活動に備えるため、ぜひ利用してください。



利用期間は2月28日まで!! スーパープレミアム付商品券

問 守口市スーパープレミアム付商品券事務局 TEL 06-6991-9882

利用期間
2月28日(月)まで
購入引換券での引換期間は令和3年12月28日で終了しています。

商品券が利用できるお店

スーパープレミアム付商品券ホームページをご覧ください。市役所7階事務局でも取扱店舗一覧を設置しています。



取扱店舗一覧

一般販売に応募された人

決定通知

応募者に対して、1月6日(木)から順次、当選の可否をはがきで通知します。
販売場所での密を避けるため、数回に分けて郵送させていただきます。予めご了承ください。

当選はがきをお持ちの人

当選はがきに記載されている販売場所で1月31日(月)までに商品券を購入してください。

購入に必要なもの

当選はがき、本人確認書類、購入希望冊数分の現金(1人2冊まで、1冊5,000円)

注 マー一般販売の応募は令和3年12月22日で終了しています。
▽商品券は1月31日(月)を過ぎると購入できません。販売店舗によって販売期間・販売時間が異なります。
▽当選の可否はがきが1月20日(木)までに届かない場合、返戻として事務局に戻ってきていることがありますので事務局まで連絡してください。
▽商品券購入の際は、マスクを着用し、行列をさけるなどの感染症対策にご協力ください。

追加接種 & 接種証明書の電子交付
新型コロナウイルスワクチン接種最新情報

問 守口市新型コロナウイルスワクチン接種相談センター(受付時間 土・日、祝日を含む毎日9:00~17:30)
TEL 0120-365-285

注 この情報は令和3年12月10日現在のものです。最新の情報は、市ホームページをご覧ください。

追加(3回目)接種

感染拡大防止および重症化防止の観点から、新型コロナウイルスワクチンの追加(3回目)接種を実施します。接種には接種券が必要です。接種券はスケジュールに沿って順番に送付します。希望される人は接種できますので、安心してお待ちください。

対象となる人 2回目の接種日から原則8カ月以上経過した、18歳以上の人

接種会場 ▽守口市民体育館 ▽守口市立図書館(2月以降に開始予定)

注 個別接種(医療機関)の詳細は決まり次第お知らせします。

接種券の送付時期 2回目の接種日からおおむね7カ月後

注 2回目接種後に守口市に転入した人など、守口市に接種記録がない人は、そのままでは接種券が届きません。別に申請が必要ですので、市ホームページを確認または相談センターに問い合わせください。

接種証明書の電子交付

新型コロナウイルスの「接種証明書」について、令和3年12月20日からスマートフォンで利用できる電子交付が開始されました。

電子交付のための申請には専用のアプリの他、マイナンバーカードによる本人確認が必要です。マイナンバーカードがなく紙の証明書が必要な人は、郵送で受け付けます。

詳細は市ホームページをご覧ください。



1月1日(土)から 子ども医療費助成制度を18歳までに拡充

問 子育て支援政策課 TEL 06-6992-1647

「ゆとりある子育て環境」の実現に向けて、すべての子育て家庭がゆとりを持ち、子どもの豊かな成長を願いながら子育てを楽しむことができるよう、子どもの健全な育成および福祉の増進を図ることを目的に、1月1日(土)から子ども医療費助成制度の対象を、現行の中学校卒業(15歳)までから18歳までに拡充します。

詳しくはこちら→



1月1日(土)からの子ども医療費助成制度の概要

対象者	守口市に住民登録があり、健康保険に加入している0歳~18歳到達後の最初の3月31日までの子ども(所得制限はありません) 注 次のいずれかに該当する場合は、子ども医療費助成の対象となりません。 ▽生活保護法により生活保護を受けている人 ▽児童福祉法に基づく措置により医療費の支給を受けている人 ▽重度障害者医療費助成の支給を受けている人 ▽ひとり親家庭医療費助成の支給を受けている人
内容	通院や入院をした場合で健康保険が適用される医療費の一部を助成します。 注 入院時の個室などの部屋代など、助成の対象とならない費用があります。
医療機関などでの支払額	一部自己負担額...1医療機関あたり入院・通院 各500円/日(月2日限度)とし、各1日につき最大500円の一部自己負担額が必要です。 同一月の一部自己負担額の合計が2,500円を超えた場合 払い戻し請求により超過分を助成しますので、診療月の翌月以降に下記のことを子育て支援政策課に持参の上、手続きしてください。 ▽子どもの健康保険証 ▽領収書(受診者名、診療年月日、保険診療点数、領収金額などの記載のあるもの) ▽保護者名義の振込先がわかるもの(通帳またはキャッシュカード) ▽子ども医療証 入院時の食事療養費および院外処方箋による薬局について 負担はありません。